

## ブロードバンド誘致活動に必要な書類・書式の参考例

(第3章第1節2(2)関連)

1. 地方公共団体が誘致を行う委員会等を設置するための要綱の例
2. 事業者からの書面によるサービス提供条件提示の例
3. 地方公共団体が民間誘致団体に協力し、誘致を行う際の意見募集の例
4. 各事業者提案の採点評価表のフォーマット例
5. 住民配布用チラシ及び仮申込書の例

本参考例は、住民の要望に基づき、市が商工会を母体に誘致委員会を組織し、住民への広報・PR、事業者との協議、事業者提案の評価、住民からの仮申込書の集約等、一連の誘致活動を行う場合を想定して作成したものです。

実際の誘致活動に当たっては、本例以外にも様々なパターンが想定されますので、本例を一つの参考として、適宜アレンジの上ご活用頂ければ幸いです。

## 1. 地公体が誘致を行う委員会等を設置するための要綱の例

### 市ブロードバンド誘致実行委員会設置に関する要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、ブロードバンドでの通信が可能な環境の整備を推進することにより、地域による情報格差の是正、商工業の発展を目指し、高速インターネット接続サービスを展開する通信事業者の誘致活動を行う団体に対し支援を行うため、市ブロードバンド誘致実行委員会（以下「委員会」という）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号で定める事項について所掌する。

- (1) 誘致活動を行う団体に対しての支援及び誘致活動
- (2) 誘致活動を行う団体及び通信事業者との連絡協議
- (3) その他ブロードバンド誘致に関すること

#### (組織及び委員)

第3条 委員会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから 人以内で組織する。

- (1) 有識者
- (2) 関係機関（国、県、市の代表者等）
- (3) その他ブロードバンド誘致に関し必要と認める者

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (庶務)

第6条 委員会に係る事務は、市商工会において処理するものとする。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 2. 事業者からの書面による条件提示の例

	平成 年 月 日
市ブロードバンド誘致実行委員会 御中	株式会社
市におけるブロードバンド・サービス「 」の提供について	
市におけるブロードバンド・サービス「 」の提供につきまして、 下記の条件のもとサービスを提供させていただきます。	
記	
1. 対象地区： 市全域（中心部のサービス既提供地区を除く）	
・既提供地区は、 地区、 地区及び 地区です。	
・対象地区におきましても、設備状況等によってサービスを利用できない場合や提供まで時間をいただく場合があります。	
2. 仮申込書必要数：既提供地区を除く 市全体において 件	
・仮申込書は、弊社が提供するブロードバンド・サービス「 」に加入意志のある方の集約としてください。	
3. 集約活動期間：集約活動を開始してから3ヶ月間	
・開始時期については別途相談させていただきます。	
・期間内に必要数に達しない場合、当該時点での集約状況などから活動の継続について相談させていただきます。	
4. その他	
・条件達成の際には、ブロードバンド・サービスを原則提供させていただきます。	
・ただし、集約活動前後における競合事業者の動向などによって、仮申込から本申込への移行に著しく影響が出ることが予想される場合は、改めて相談させていただきます。	
	以上
株式会社	ブロードバンド・サービス「 」
担当	電話 - -

### 3. 地公体が民間誘致団体に協力し、誘致を行う際の意見募集の例

#### 市全域へのブロードバンド・サービス誘致に関するご意見の募集について

平成 年 月 日  
市 部 課

市では、市全域にブロードバンド・サービス誘致の検討を進めており、今般市商工会と連携して「市ブロードバンド誘致実行委員会」を設立し、市全域でブロードバンド・サービス提供の実現に向けた検討を行っているところです。

市ブロードバンド誘致実行委員会では関係者の議論を踏まえ、平成 年 月 日に、「ブロードバンド・サービス事業者誘致選考」を行い、誘致事業者を決定し、公表する予定ですが、実際に市でインターネットを利用される市民の皆様や、企業などで利活用する皆様のご意見も踏まえながら、幅広く検討を進めるという観点から、ブロードバンド・サービス誘致に関して市民の皆様のご意見をいただき、検討の参考にさせていただくことといたしました。つきましては、ブロードバンド・サービス誘致に対するご意見などを、下記の要領で自由にお寄せいただきたいと思います。

なお、いただきましたご意見について、今後、市ホームページ等において公表させていただく場合があります（個人が特定されるような情報は公表しません）。また、ご意見に対し個別に回答することは予定しておりませんので、ご了承ください。

#### 意見募集要領

- ・募集する意見  
ブロードバンド・サービス誘致に対する意見など〔様式適宜〕  
（サービス利用意向の有無、希望するサービスの種類・水準、利用料金等）
- ・募集の期間  
平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
- ・意見等を提出できる方  
市内に在住、在勤、在学の方  
市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体  
本事業に利害関係を有する個人並びに法人他その他の団体
- ・意見の提出方法  
氏名（もしくは法人名等）及び住所、職業、住所、電話番号をご記入の上、次のいずれかの方法により送付して下さい。

電話など口頭でのご意見はお受けできません。

【電子メール】 @city. .jp

【 郵 送 】 〒 -

【 持 参 】 市 -  
市 部 課  
市ブロードバンド誘致実行委員会

【ファックス】 - -

4. 各事業者提案の採点評価表のフォーマット例

採点項目		評価内容					A社	B社	C社
1	〇〇市全域誘致	評価説明	誘致は可能だが未定	複数地域で不可(未定)	2地域で不可(未定)	1地域で不可(未定)	全域可		
		配点 10	2	4	6	8	10		
2	仮申込書(全域)の目標数	評価説明	多い	← 妥当 →		少ない			
		配点 15	1	4	7	11	15		
3	仮申込書(各地域等)の目標数	評価説明	多い	← 妥当 →		少ない			
		配点 15	1	4	7	11	15		
4	仮申込書の目標数達成から工事着工までの期間	評価説明	長期間	← 妥当 →		短期間			
		配点 10	2	4	6	8	10		
5	回線工事完了予定	評価説明	長期間	← 妥当 →		短期間			
		配点 15	1	4	7	11	15		
6	事業者の協力体制(説明会、ポスターチラシ等)	評価説明	無し	ポスターのみ	ポスター・チラシのみ	説明会等の実施	誘致活動への積極的な協力		
		配点 10	0	2	5	7	10		
7	プロバイダ等のサービス性・料金	評価説明	悪い	← 妥当 →		優れている			
		配点 5	1	2	3	4	5		
8	拡張性(電話)・提供コンテンツ	評価説明	少ない	← 妥当 →		多い			
		配点 5	1	2	3	4	5		
9	上記以外の点も考慮した上での総合評価	評価説明	悪い	← 妥当 →		優れている			
		配点 15	1	4	7	11	15		

# インターネット回線を〇〇市全域で 高速ブロードバンドへ!!

## 〇〇市ブロードバンド誘致実行委員会では署名活動開始!!

市ブロードバンド誘致実行委員会では、市全域を対象とした誘致活動を 月より開始します。

市全域で 件の仮申込書を集めることにより、ブロードバンド・サービスを提供していただける事になりました。サービス提供を希望される方は、下記の確認事項に同意の上、所定の方法に従って仮申込書をご提出ください。 市全域でブロードバンド・サービスが利用できるよう、誘致活動に協力ください。

### 対象サービス

株式会社 が提供するブロードバンド・サービス「 」  
詳しくは、<http://www. .co.jp/>を参照ください。

### 対象地区

市全域（既提供地区を除く）  
・対象地区におきましても、設備状況等によってサービスを利用できない場合や提供まで時間をいただく場合があります。

### 仮申込書とは

- ・仮申込書とは正式な申込書ではありませんが、単なる要望署名ではありません。サービス提供開始後には改めて本申込をするという意思表示となります。
- ・サービス誘致が決定した際に、確認の連絡が行く可能性があります。
- ・この仮申込書にかかる個人情報は、株式会社 に提出する目的以外には一切使用しません。またこの仮申込書は 市 課が責任を持って保管管理いたします。

### 提出期限

一次締切 月 日( ) 最終締切 月 日( )

### 説明会

地区	月	日( )	午後 時より	地区公民館
地区	月	日( )	午後 時より	地区集会所
地区	月	日( )	午後 時より	住民センター

市ブロードバンド誘致実行委員会事務局 ( 市商工会・ 市 )  
市商工会 電話 - -  
市 課 電話 - - (内線 )  
Eメール @city. .jp

## ブロードバンド・サービス「

## 」仮申込書

株式会社 御中

平成 年 月 日

フリガナ	
申込者氏名 <small>記入必須</small>	
ご利用場所の住所 <small>記入必須</small>	〒 - 県 市 <small>ブロードバンドサービス「 」をご利用される住所をご記入ください。</small>
ご連絡先電話番号 <small>記入必須</small>	<small>ブロードバンドサービスの開始時に、連絡を受けることのできる電話番号をご記入ください。</small>
ご連絡先メールアドレス <small>必須ではありません</small>	

### 【注意事項】

- ・この仮申込書の一次締切は、 月 日( )です。
- ・仮申込書の提出は、基本的に1世帯につき1件とします。ただし1世帯で複数の回線を希望される場合はこの限りではありません。

### 【提出方法】

仮申込書回収ボックスに必要事項を明記して投函。仮申込書は回収ボックスにも用意してあります。

### 【回収ボックス設置場所】

市商工会各事務所、 市役所総合窓口、各住民センター、各公民館、各集会所

### 【電子メール、ファックス】

氏名、住所、電話番号を明記の上、 市 課まで  
(ブロードバンドサービス「 」の仮申込である旨の記載が必要です。)

市ブロードバンド誘致実行委員会事務局 ( 市商工会・ 市 )  
市商工会 電話 - -  
市 課 電話 - - (内線 )  
Eメール @city. .jp

ファックス受付番号 - - ( 市 課 )